

せい かつ ほ ご
生活保護のしおり



せい かつ ほ ご せい ど がいよう せつめい
この「しおり」は生活保護制度の概要を説明したものです。
そうだん かた ふくし じ むしよ せい かつ ふくし か
わからないことや、相談のある方は、福祉事務所（生活福祉課）
まどぐち また でんわ と あ
の窓口、又はお電話でお問い合わせください。

ひらつかし ふくし じ むしよ せい かつ ふくし か
平塚市福祉事務所（生活福祉課）

ば し よ ひらつかし せんげんちよう ぼん ごう
場 所 : 〒254-8686 平塚市浅間町 9 番 1 号

ひらつかし やくしよない ぼんまどぐち
平塚市役所内 124番窓口

で ん わ し やくしよだいひようぼんごう
電 話 : 0463-23-1111 (市役所代表番号)

かいちようじかん げつようび きんようび ごせん じ ふん ごご じ
開庁時間 : 月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

どようび にちようび しゅくじつおよ ねんまつねんし がつ にち がつ にち のぞ
土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

もくじ
目次

1	生活保護 ^{せいかつ ほご} について.....	- 1 -
2	生活保護 ^{せいかつ ほご} が決定 ^{けつてい} するまでの流れ ^{なが}	- 2 -
3	生活保護 ^{せいかつ ほご} の決め方 ^{きかた}	- 3 -
4	生活保護 ^{せいかつ ほご} の内容 ^{ないよう}	- 4 -
5	毎月の保護費 ^{まいつき ほごひ} の決定 ^{けつてい} と支給 ^{しきゅう}	- 6 -
6	保護 ^{ほご} を受けている人 ^う の権利 ^{ひとけんり}	- 7 -
7	守 ^{まも} っていただくこと.....	- 7 -
8	医療機関 ^{いりょうきかん} （薬局 ^{やっきょく} 含む）にかかる場合 ^{ばあい} の手続き ^{てつづ}	- 9 -
9	生活保護 ^{せいかつ ほご} の停止 ^{ていし} と廃止 ^{はいし}	- 10 -
10	保護費 ^{ほごひ} （医療 ^{いりょう} ・介護費 ^{かいごひふく} 含む）を返 ^{かえ} していただくことがあります..	- 11 -
11	活用 ^{かつよう} できる制度 ^{せいど}	- 11 -
12	御注意 ^{ごちゅうい} ください.....	- 11 -
13	支援体制 ^{しえんたいせい}	- 12 -

1 生活保護について

(1) 生活保護とは

私たちは、生活しているうちに収入が減ったり、病気やケガなどにより働けなくなったり、家族のなかで働き手が亡くなったりして生活に困ることがあります。



生活保護は、このように生活に困っている方に対し、すべての国民の「人間らしく生きる権利」を保障した憲法第25条の理念に基づき、人間らしい最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えるよう支援することを目的とした制度です。

(2) 生活保護の目的について

生活保護は、資産や能力を活用しても生活に困る全ての方に、その生活状態に応じて必要な保護を行い、その生活を保障するとともに、世帯に応じた自立した生活が送れるように支援することを目的としています。

※世帯に応じた自立した生活とは

○日常生活自立 … 自分で自分の健康・生活管理を行うなど、日常生活における自立を目指します。

○経済的自立 … 就職などにより、自身で収入を得ることで生活を送れるよう経済的自立を目指します。

○社会的自立 … 社会的なつながりができ、地域社会の一員として充実した生活が送れるよう社会生活の自立を目指します。

2 生活保護が決定するまでの流れ

(1) 相談

生活福祉課へ相談してください。

世帯の生活歴・病状・資産・親族などについて伺い、あわせて制度の説明も行います。

(2) 生活保護の申請

生活保護を受けるには、本人や家族などの申請が必要です。

申請するときには、原則、生活福祉課所定の申請書に必要な事項を記入し、提出していただきます。申請書の記入が難しいときは、申請のための必要な援助をします。



(3) 調査

申請があると生活福祉課のケースワーカーが家庭訪問などの方法により生活保護が必要かどうかの調査をします。

調査の主な内容には、次のようなものがあります。

○現在の生活状況、世帯員の健康状態、収入、資産、扶養義務者の状況、
今までの生活状況、その他



(4) 決定

調査結果をもとに、定められた基準により生活保護が必要かどうか、また、必要であればどの程度のものか、福祉事務所長が判断し、申請のあった日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には最長で30日以内）に決定して、その内容を文書で申請者に通知します。

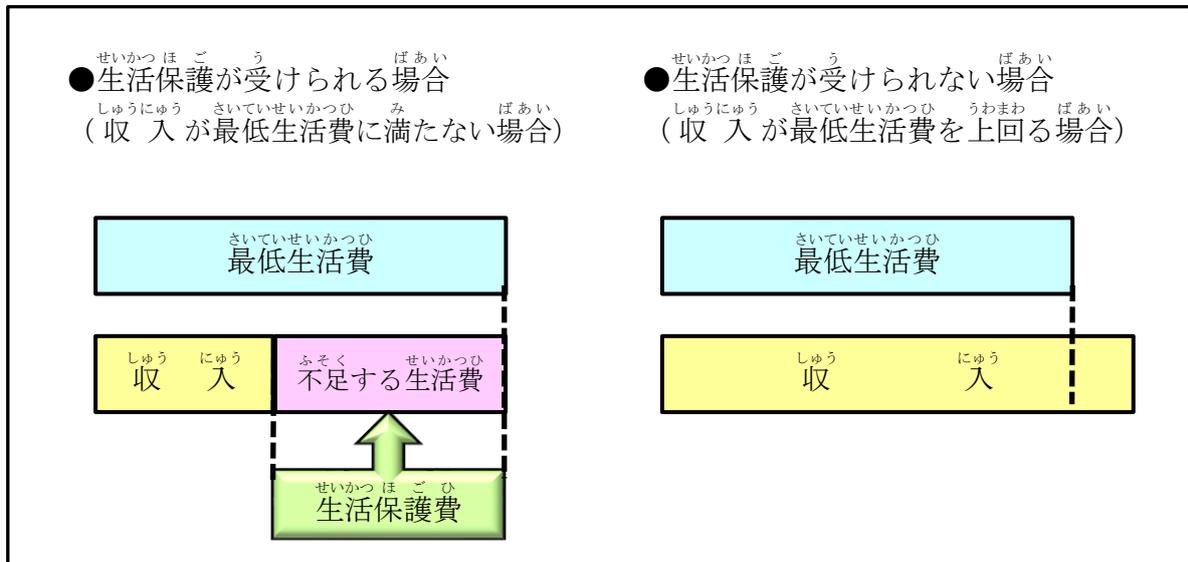
生活保護が受けられる場合、原則として申請日から生活保護が開始されます。

3 生活保護の決め方

原則、同一の住居に居住し、生計を一にしている方を世帯員として認定します。
世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、収入が下回る場合にその不足する額が生活保護費として支給される仕組みになっています。

※最低生活費とは

国が定めた基準（世帯の人数や年齢構成により異なる）により算定した、その世帯の生活費。



収入とは

働いて得た収入、年金や手当、資産を活用して得た収入や親・兄弟姉妹などからの仕送り援助など、世帯全員の収入を合計したものです。

なお、就労収入については、基礎控除、20歳未満控除、その他必要経費などの控除を受けることができます。

※控除…収入から一定の金額を差し引くこと。控除された分は手元に残ることになります。

○就労収入に対する控除

- ① 基礎控除 …就労収入がある場合、給与総額に応じて、一定の金額が控除されます。
- ② 20歳未満控除 …20歳未満の者は、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
- ③ その他必要経費 …社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要経費が控除されます。

4 生活保護の内容

(1) 経常的一般生活費

生活保護の原則として世帯(暮らしを一緒にしている家族)を単位として、次の8種類の扶助を必要に応じて行います。

①生活扶助

衣食、光熱水費など
日常生活に必要な
費用



②住宅扶助

家賃や地代、契約
更新などに必要な
費用



③教育扶助

子どもが義務教育を
受けるための学用品や
給食費などの費用



④介護扶助

介護サービスを受け
るために必要な費用



⑤医療扶助

医療機関での診療、
薬剤、施術などに
必要な費用



⑥出産扶助

出産に必要な費用



⑦生業扶助

高等学校等への修学、
就職のための資格
取得などに必要な費用



⑧葬祭扶助

世帯員が亡くなった際の葬儀などに必要な費用
(保護を受けている方が葬祭執行する場合があります。
なお、単身の被保護者が亡くなった場合は
遺族による葬祭執行が優先されます。)



(2) 臨時的一般生活費

いちじてき ひつよう ひよう くに さだめ はんない つぎ しきゅう
 一時的に必要な費用として国の定める範囲内で次のようなものを支給することができます。なお、支給
 ようけん
 要件があります。

<p>① 被服費</p> <p>おむつ、被服・布団類・ 新生児のための産着等が まった全くない場合等に必要 な費用</p> 	<p>② 入学準備金</p> <p>小学校・中学校等に 入学する準備などに 必要な費用</p> 	<p>③ 家具什器費</p> <p>炊事用具・食器、暖房 器具等の持ち合わせが ない場合に必要 な費用</p> 
<p>④ 住宅維持費</p> <p>家屋の修理・補修など に必要な費用</p> 	<p>⑤ 通院交通費</p> <p>医療機関を受診する際 の電車・バスなどに 必要な費用</p> 	<p>⑥ その他</p> <p>その他、必要に応じて 支給できるものがあり ますのでご相談くださ い。</p>

(3) その他

① 進学・就職準備給付金

だいがくとう かくじつ にゅうがく み こ あんてい しょくぎょう かくじつ つ
 大学等に確実に入学することが見込まれること、または安定した職業に確実に就くこと
 とう ようけん しんがく しゅうしょく さい しんせいかつた あ ひよう きゅうふきん しきゅう
 等を要件として、進学や就職の際の新生活立ち上げの費用として給付金を支給します。
 きゅうふきん しきゅう いったい ようけん せいかつふくしか そうだん
 給付金の支給には一定の要件がありますので、生活福祉課に相談してください。

② 就労自立給付金

あんてい しょくぎょう つ とう ほご ひつよう かた たい せいかつ ほご
 安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった方に対して、生活保護
 じりつちよぐご せいかつ さき きゅうふきん しきゅう
 から自立直後の生活を支えるため、給付金を支給します。
 きゅうふきん しきゅう いったい ようけん せいかつふくしか そうだん
 給付金の支給には一定の要件がありますので、生活福祉課に相談してください。



③ 学習支援費

しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう つうがく せいと かがい かつどう おこな ひよう しきゅう
 小学校、中学校、高等学校に通学する生徒が課外のクラブ活動を行うための費用を支給
 します。

※ 支給できるものは、ほかにもあります。

また、それぞれ一定の要件があります。生活福祉課に相談してください。

5 毎月の保護費の決定と支給

(1) 保護費の支給

原則として、毎月5日に、1か月分の生活保護費を指定の口座に振り込みます。

(5日が祝祭日等で休日の場合は、その前日等、休日ではない日に繰り上げます。)

なお、保護決定後の最初の支給や、特別な事情が認められる場合は、生活福祉課の窓口で支給します。

(2) 保護の決定

生活保護費が前月と違う内容になるときは、「保護変更通知書」により変更の理由と新しい生活保護の内容を記載してお知らせします。

(3) 生活保護の決定内容に疑問があるとき

① 生活福祉課への問い合わせ

生活福祉課の決定について疑問があるとき、又は、理由や内容がよくわからないときは、直接、生活福祉課に説明を求めてください。



② 不服申立て

生活福祉課の決定(保護の変更、保護費の返還、停止、廃止などの生活福祉課が決定したこと)に不服がある場合は、県知事あてに審査を求めることができます。(ただし、外国人の方は申立てを行っても、原則として却下されます。)

○不服申立てとは

行政の決定(処分)に対して納得いかない(不服がある)場合に審査請求、再審査請求をすることができる制度の事です。

6 保護を受けている人の権利

(1) 無差別平等

生活保護は生活保護法に定めている要件に合致している限り、権利として保障されているものです。保護を受けることになった原因や現在の状況などによって差別や不平等な取り扱いを受けることは一切ありません。

(2) 不利益変更の禁止

正当な理由がないのに、保護を止められたり、保護費が減らされたりすることはありません。

(3) 差押禁止

生活福祉課から受けた保護費等と、それを受ける権利は差し押さえられることはありません。

7 守っていただくこと

(1) 生活向上に向けた努力

働くことができる人は仕事を見つけて働き、病気やケガの人は医師の指示に従って治療し、自らの健康の保持、増進に努めてください。

保護費は生活のために計画的に使うなど、生活の維持、向上のために必要な努力をしてください。

(2) 保護費の支給目的に合った支出

家賃、介護保険料、学校納付金（教材費等）などは、それぞれ支払いに充てることを目的として支給していますので、ほかの用途に充てることは認めていません。ほかの用途に充てた場合に保護費の返還になる可能性がありますので、ご注意ください。また、必要に応じて家賃の代理納付（生活福祉課が債権者に直接振り込みをする）を行います。

(3) 扶養義務者による扶養

夫婦、親子、兄弟姉妹などの扶養義務者による扶養が、生活保護より優先されますので、支援を受けられるよう努めてください。

なお、親族の扶養は、可能な範囲の援助を行うものであり、援助可能な親族がいることで、生活保護の利用ができないということにはなりません。

また、長期にわたり連絡を取っていない場合や、DV（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合など、扶養の履行が困難と思われる場合は、親族への照会を見合わせることもあるため、事前に相談してください。

(4) あらゆるもの（他法他施策）の活用

他の法律などで活用できるものは、申請して給付を受けてください。
（各種年金、各種手当、各種医療費助成、就学援助など）

(5) 生活保護と資産の関係

資産（土地・家屋・預貯金・有価証券・生命保険・自動車・貴金属類等）は生活維持のために活用してください。活用していただく主な資産は、次のとおりです。ただし、個別の事情により、資産を保有している方が今後の生活維持や自立助長につながると判断されるときには、保有が認められる場合があります。相談してください。

○土地・家屋

- ▶世帯の居住用の不動産については原則保有が認められます。ただし、資産価値と利用価値を比較して処分価値が著しく大きい土地・家屋については活用してください。
- ▶居住していない家屋や事業用に使用していない土地及び家屋。
- ▶要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の利用が可能なもの。

○自動車・オートバイ等

- ▶公共交通機関の利用が著しく困難であるなど、通勤・通院等に特別な事情がない場合。ただし、総排気量125CC以下のオートバイ及び原動機付自転車については、保有が認められる場合があります。

○生命保険

- ▶受取人が違ったり、保険金額、保険料及び解約返戻金が多額である場合。なお、保有が認められた生命保険であっても、解約返戻金や入院給付金、手術給付金等の保険金を受け取ったときは、すでに利用した保護費の範囲内の金額を返還していただく必要があります。

(6) 生活福祉課への報告

収入があったときはその都度、速やかに収入申告をしてください。なお、収入を証明する資料を添付してください。就労が可能と判断される方、求職活動を行っている方は、収入の有無に関わらず原則毎月提出が必要です。収入には就労収入のほか、年金や各種手当、保険の給付金・解約返戻金、仕送り、借金等も含まれます（収入を得たときは、すでに支払われた保護費の返還が必要になることがあります）。

その他、世帯の収入が変わったときや、入退院、転入・転出など世帯の状況が変わったときは、生活福祉課に連絡してください。

- 世帯人数が変わるとき（結婚・出生・死亡・転出入など）
 - 世帯員に変化があったとき（仕事関係・病院関係・学校関係など）
 - 住所、家賃等が変わるとき（転居については必ず事前に相談してください）
 - 障害者手帳を取得したときや介護が必要になったとき
 - 医療証（自立支援・難病助成等）を取得したとき
 - 社会保険（健康保険）の資格を得たときや失ったとき
 - 自分の力で生活できる見通しがついたとき
 - そのほか変動があったとき
- また、「収入申告書」及び「資産申告書」を定期的に提出してください。

8 医療機関（薬局含む）にかかる場合の手続き

受診ができるのは、生活保護指定医療機関です。
事前に医療機関等に確認してください。



(1) 医療券（調剤券）の発券

医療機関等にかかる前に、生活福祉課へ連絡し、医療券等の発券を依頼してください。

- 医療機関等を医師の指示なく、必要以上の回数（月15回以上）を受診することはできません。
- 原則、同じ病気で2か所以上の医療機関等を受診することはできません。
- お薬については、原則として後発医薬品を使用してください。

○後発医薬品とは

ジェネリック医薬品とも呼ばれ、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。

先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査し国が認めたものですので、安心して使うことができます。



(2) 社会保険証や医療証（自立支援・難病助成等）をお持ちの方

医療機関へかかるときには必ず上記保険証等を提示してください。

なお、上記保険証等を新規・更新取得した際には、生活福祉課へ報告し、そのコピーを提出してください。



(3) 国民健康保険、後期高齢者医療に加入していた方

上記に加入していた方は、保険証が使えませんので、保険証は担当課へ返してください。

(ほか、小児医療証(子)、ひとり親福祉医療証(親)、重度障害者医療証(障)も使えませんので、上記同様、医療証は担当課へ返してください。)

(4) 休日や夜間の受診

休日や夜間などに医療機関へかかったときは、次の開庁日に生活福祉課へ連絡してください。

(5) 眼鏡・コルセット等の治療材料、はり・きゅう・マッサージ等の施術が必要なとき

希望する場合は事前に生活福祉課へ相談してください。



(6) 交通事故や第三者行為で受診するとき

速やかに生活福祉課へ連絡してください。

治療費は原則、加害者側の負担になります。

9 生活保護の停止と廃止

(1) 収入が最低生活費を上回る場合

収入が最低生活費を上回る場合は、生活保護を受けなくても生活ができることとなりますので、停止又は廃止となります。

(2) 指導指示に従わない場合

必要に応じ、生活福祉課が生活向上のための指導や指示を行います。収入を申告しなかったり、文書による指導指示に従わない場合などは、保護の変更、停止又は廃止になることがあります。

10 保護費（医療・介護費含む）を返していただくことがあります

(1) 資力がありながら保護を受けた場合

差し迫った事情などのため、資力がありながら保護を受けた場合は、その受けた保護費の範囲内で生活福祉課が定めた金額を返還していただくことがあります。

(2) 不正な手段により保護を受けた場合

収入があるのに届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合など、不正な手段により保護を受けた場合には、その間に受けた保護費の全部または一部の返還が必要なほか、その返還金額に上乗せした金額を、法律の規定で徴収される場合があります。適正に申告をしていれば受けられた控除なども受けることができません。

不正受給に対しては警察に告訴することもあります。

なお、生活福祉課では関係機関と情報共有し、生活保護を受けている方全員の収入状況を定期的に調査しています。

11 活用できる制度

生活保護を受けている間は、次のような制度が活用できますので、手続きしてください。なお、不明な点は生活福祉課に相談してください。

- 住民税、固定資産税の免除
- 国民年金保険料の免除
- NHK放送受信料の免除
- 高等学校等就学支援金 など

12 御注意ください

暴力団員は、生活保護を受けることができません。

13 支援体制

必要に応じてさまざまな支援を受けることができます。

担当ケースワーカー …定期的に訪問し、生活状況等を把握します。

就労支援員 …求職中の方に、早期の就労へ向けての支援をします。

子ども支援員 …主に中学生・高校生の学習・生活・進路相談の支援をします。登校状況、進路、諸費の支払い等について、(お子さんが通う)学校とも情報共有します。

年金相談員 …年金を適切に受けられるよう支援します。

保健師 …生活保護法第55条の8に基づく健康管理支援事業では生活保護者の皆様を対象に生活習慣病等の健康に関する相談を支援します。

民生委員 …担当地区の方に、生活保護を開始したことや、世帯構成などを連絡します。必要に応じて訪問などの支援をします。

家計改善事業 …債務整理に支援が必要、生活扶助費内でうまく生活を回せない、将来の子どもの進学費用等の準備が必要、などの方に家計見直し等の支援をします。

就労準備事業 …就労経験が少ない、離職期間が長い、働いた経験がない、などの方に、さまざまなプログラムや実習などを通して就労の準備を支援します。

けんこうかんりしえんじぎょう
健康管理支援事業

…自分のことは自分でできる生活を継続するためには健康であることが大切になります。生活習慣病の発症重症化予防は、健康寿命をのばすことを目的に実施しています。

けんこうかんりしえんじぎょうそうだんじれい
健康管理支援事業相談事例

- ・医師にやせるよういわれた。
- ・検査結果の見方がわからない。
- ・血圧が高いが塩分の減らし方がわからないなど



ほかかんけいぶしょきかん
その他関係する部署、機関などとも連携し支援を行います。

このしおりは、生活保護の取り扱いについて全てを漏れなく説明したものではありません。

わからないことや相談がありましたら、担当ケースワーカーに遠慮なくお尋ねください。

